

質問の件名及び質問の要旨 (質問時間)	答弁を求める者
<p>1 平成29年度就学援助見直しへの対応について (20分)</p> <p>就学援助については、学校教育法第19条の規定において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」とされていますが、市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対して国は「要保護児童生徒援助費補助金」によりその経費の一部を補助しています。</p> <p>国は平成29年度予算において「新入学児童生徒学用品費等」の単価を前年度の約2倍に引き上げました。また、小学校への入学年度開始前の支給も補助対象にできるように交付要綱の改正が行われました。</p> <p>しかしながら、この措置は、あくまで要保護児童生徒に限ったものであり、準要保護児童生徒はその対象になっていません。本市の今後の対応について伺います。</p> <p>(1) 今回の見直しに伴う「要保護児童生徒」に対する予算及び制度の変更による影響は。</p> <p>(2) 「準要保護児童生徒」に対する対応は。</p> <p>ア 入学前の支給について</p> <p>イ 「学用品購入費等」の単価について</p> <p>ウ 認定基準について</p>	<p>市長</p> <p>教育委員会 教育長</p>
<p>2 地震保険の更なる普及に向けて (20分)</p> <p>近年、各地で地震・津波・噴火災害が頻発していることから、地震保険が注目されていますが、平成27年度の加入率は約30%、火災保険への付帯率でさえ約60%となっています。</p> <p>大規模災害への備えとして「自助・共助・公助」があげられますが、被災後の「生き延びる力」として強力な「自助」となる地震保険への理解を深め、加入を促進していく必要性はますます高まっています。</p> <p>(1) 地震災害の後、住む場所の確保や生活再建へ向けた行政による公的支援は、どのようになりますか。</p> <p>(2) 地震保険の保険料は、どのように決められますか。また本年1月の主な改正点は、どのようなものですか。</p> <p>(3) 地震再保険とは、どのようなものですか。</p> <p>(4) 地震保険の加入促進について、市に出来ることは。</p>	<p>市長</p>